

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成29年3月27日

**【事業年度】** 第12期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

**【会社名】** アトラ株式会社

**【英訳名】** artra corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 久世 博之

**【本店の所在の場所】** 大阪市西区立売堀四丁目6番9号

**【電話番号】** 06-6533-7622 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 田中 雅樹

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市西区立売堀四丁目6番9号

**【電話番号】** 06-6533-7622 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 田中 雅樹

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	772,046	1,320,152	1,490,027	2,564,070	3,251,564
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	41,981	144,549	68,673	453,313	301,387
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	44,059	145,542	27,604	268,734	148,703
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	288,280	288,280	556,103
発行済株式総数 (株)	1,900	1,900	2,600,000	7,800,000	8,705,600
純資産額 (千円)	103,480	42,335	546,361	815,248	1,478,464
総資産額 (千円)	781,915	986,160	1,625,723	2,398,339	2,796,000
1株当たり純資産額 (円)	54.46	22.28	70.05	104.49	169.81
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	3.00 (-)	3.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額( ) (円)	23.19	76.60	4.76	34.45	18.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	4.74	31.90	17.09
自己資本比率 (%)	13.2	4.3	33.6	34.0	52.9
自己資本利益率 (%)	-	-	9.4	39.5	13.0
株価収益率 (倍)	-	-	51.8	35.7	39.4
配当性向 (%)	-	-	-	8.7	16.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	193,305	306,376	76,218	158,177	178,169
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	55,289	21,999	3,136	224,783	335,666
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	154,355	126,611	550,038	143,085	334,641
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	370,244	572,009	1,201,403	1,277,882	1,098,687
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	46 〔9〕	61 〔10〕	65 〔13〕	79 〔12〕	93 〔17〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
- 4 平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割、平成26年12月15日付で公募増資700,000株を行っており、その結果、発行済株式総数は2,600,000株となっております。
- 5 平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、その結果、発行済株式総数は7,800,000株となっております。
- 6 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 7 第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しており、債務超過であるため、記載しておりません。第9期の自己資本利益率については、期首において債務超過のため記載しておりません。
- 8 第8期及び第9期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 9 1株当たり配当額及び配当性向については、第8期から第10期まで無配のため記載しておりません。
- 10 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員とは契約社員(パート社員を含む。)であります。
- 11 第8期は人員の増加等により再び営業損失が発生したことに伴い、当期純損失44,059千円を計上しました。
- 12 当社は第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 13 当社は平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

当社の代表取締役社長である久世博之は、柔道整復師、はり師・きゅう師の資格を有し、鍼灸接骨院の運営、療養費請求代行サービス及び鍼灸接骨院経営コンサルティング事業等を営んでいた株式会社トライニン(平成15年設立)において取締役を務める一方、鍼灸院・接骨院、マッサージ院を開業運営支援するために必要なサービスを整えるため、平成17年1月に有限会社権左工門(現アトラ株式会社)を設立いたしました。当社において機材販売、介護事業等のサービスを整えた後に株式会社トライニンを吸収合併いたしました。これにより、当社は、鍼灸院・接骨院、マッサージ院を開業運営支援するためのすべてのサービスを行う法人となり、現在に至っております。

年月	概要
平成17年1月	大阪府中央区において、資本金3,000千円をもって有限会社権左工門を設立。鍼灸接骨院の開業支援コンサルティング業、機材・消耗品等の販売を開始。
平成17年9月	株式会社さくら介護グループより、近畿地域における介護事業フランチャイズチェーンの開設・運営支援事業を受託。
平成18年2月	株式会社に組織変更し、アトラ株式会社に商号変更。
平成19年3月	株式会社さくら介護グループより、中部地域における介護事業フランチャイズチェーンの開設・運営支援事業を受託。
平成20年1月	資本金を50,000千円に増資。
平成21年11月	鍼灸接骨院の運営、療養費請求代行サービス及び鍼灸接骨院経営コンサルティング事業等を営んでいた株式会社トライニンを吸収合併。療養費請求代行サービス(現アトラ請求サービス)及び鍼灸接骨院経営コンサルティング事業を継承。
平成21年12月	鍼灸接骨院業界の情報配信システムであるほねつぎ大学(現ほねつぎアカデミー)の運営を開始。
平成22年4月	鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLE(ハニースタイル)の運営を開始。
平成22年9月	ほねつぎチェーン1号店を大阪市平野区に開設。
平成23年12月	大阪市西区に本店を移転。
平成24年12月	ほねつぎ介護デイサービスチェーン1号店を大阪市東淀川区に開設。
平成25年9月	HONEY-STYLE利用院等専用通販サイトであるECサイトの運営開始。
平成26年12月	東京証券取引所マザーズに上場。
平成27年6月	療養費早期現金化サービスを開始。
平成28年1月	アトラストアの運営を開始(ECサイトのオープン化)。
平成28年6月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
平成29年2月	ほねつぎチェーン海外1号店をタイ王国に開設。

### 3 【事業の内容】

当社は、「世界中の人を健康にしたい。」という企業理念のもと、鍼灸接骨院の支援事業を展開しております。

鍼灸接骨院における柔道整復術は日本の伝統であり、日本独特の術であります。当社は、鍼灸接骨院業界においてコンプライアンス経営を徹底し、手あてをとおして、人々が健康を享受し得るインフラとなるべく、事業を推進しております。

具体的には、ほねつぎチェーン（注1）をはじめとする鍼灸接骨院の開業支援及び開業後の運営指導というリアル院へのサービス提供から、当社が開発したシステムであるA-COMS(エーコムス)(注2)やA-COMS Basic(A-COMSの簡易版)を活用したIT支援として、院内管理システムの提供、鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEの運営、療養費請求代行(注3)サービスの提供や機材・消耗品等の販売を行うアトラストアの運営など、幅広く鍼灸接骨院の事業を支援しております。

なお、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。よって、以下のとおり支援内容別に記載いたします。

#### (1) ほねつぎチェーン

当社は、鍼灸接骨院をほねつぎというブランドでチェーン展開し、開業支援及び開業後の運営指導を行っております。

鍼灸接骨院業界未経験の異業種の方々でも鍼灸接骨院を開業し、運営できるよう、ハード面だけではなく、ソフト面も含めた開業に必要なノウハウをすべて盛り込んだパッケージ商品として提供しております。ハード面では、院のデザイン及び設営、機材の調達等をサポートしております。ソフト面では、開業前にオーナー研修を実施し、院長、柔道整復師(注4)、はり師・きゅう師(注5)、助手、受付スタッフといった院の運営に携わる人員の採用をサポートし、研修を実施しております。さらに、開業後も院の運営及び管理に関するきめ細やかな指導を行っております。また、後述するHONEY-STYLE及びアトラ請求サービスもパッケージに含め提供しております。

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の特徴は以下のとおりです。

#### 院の特徴

院はロードサイドでの最低坪面積を50坪とし、駐車場を12台分以上確保することで、鍼灸接骨院の大型化を進めております。院は、有資格者3名(柔道整復師2名、はり師・きゅう師1名)以上、助手2名以上、受付スタッフ1名以上で運営し、院の大型化と併せ、同時に複数の患者・利用者に対応できる体制を整えております。

施術(注6)前に院長より患者・利用者に対し、各患者・利用者にあった施術について説明するため、院長室を設置し、施術の導線に沿ったレイアウトとしております。

院内を白基調とすることで、落ち着いた雰囲気を出し、明るく広々とした居心地のいい空間づくりを行っており、清潔感・安心感・解放感を意識した院としております。

キッズスペースやおむつ交換台、ベビーチェア等の設置、女性スタッフの常勤など、女性が来院しやすい環境づくりを行っております。

#### 運営の特徴

A-COMSを各院に導入し、来院時の受付から施術の記録までリアルタイムに情報を共有し、療養費支給申請書の作成や経営に関するデータ管理までのオペレーションをITにより可視化(見える化)しております。

当社のノウハウに基づいた研修体制を確立し、施術者個人の能力に依存しない安定した院運営を実現しております。

収益源を過度に療養費に依存することなく、積極的に自費施術(療養費支給対象外施術)を提案しております。

HONEY-STYLEで紹介している健康関連商品の販売に力を入れております。

患者・利用者が高齢者に偏ることなく、若い女性にもご来院いただけるよう、美容や健康をテーマにした自費施術をメニュー化しております。

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の開院までに要する期間は、加盟契約締結後約6ヶ月となっております。当社は工事完了引き渡し・設備品納品完了時、開設届提出時、オープン時に分けて売上高を計上いたします。オープン後は毎月定額のロイヤリティを売上高に計上いたします。

日程	物件探求～物件契約まで (1～2ヶ月)	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目
物件・建築	●候補エリア決定 ●候補物件決定 店舗物件の契約	●看板の発注	●建築工事の契約 ●内外装工事着工	引き渡し完了	
設備		●矯正用高機能ベッド 水浄化装置の発注	●機材、PC等の発注	納品完了	
その他			●HONEY-STYLE申込み ●アトラ請求サービス契約	●開設届提出	
スタッフ採用・スタッフ研修	【院長】募集 → 採用	院長研修	柔道整復師 はり師・きゅう師 募集 → 採用	●事前地域営業 ●オープン前支援	●オープン支援
オープン支援			受付研修		

ほねつぎチェーンの加盟院数の推移及び展開状況は以下のとおりです。

ほねつぎチェーン加盟院数推移

時期	加盟院数
平成24年12月期末	16院
平成25年12月期末	29院
平成26年12月期末	46院
平成27年12月期末	67院
平成28年12月期末	86院

平成28年12月末現在

地域	加盟院数
北海道・東北	北海道、岩手県、宮城県、福島県 5院
関東	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、栃木県 24院
中部	新潟県、石川県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、山梨県 20院
近畿	兵庫県、滋賀県、大阪府 6院
中国・四国	岡山県、広島県、山口県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県 16院
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県 15院

## (2) アトラ請求サービス

鍼灸院・接骨院及びマッサージ院にとって、保険者(国・各社健康保険組合など)に対する療養費請求代行に係る事務負担は大きなものとなっております。当社の療養費請求代行サービスであるアトラ請求サービスでは鍼灸院・接骨院及びマッサージ院の事務負担を軽減し、施術に専念できる環境を提供しております。アトラ請求サービス会員には、A-COMSやその簡易版であるA-COMS Basicを提供しております。

### 運営の特徴

開設届作成のフォロー、療養費支給申請書点検・提出、療養費支給申請書返戻対応、療養費の入金・送金処理、データ保管、会員の問い合わせに応えるコールセンターの設置等のサービス体制を整えております。

アトラ請求サービスの会員数の推移は以下のとおりです。

#### アトラ請求サービス会員数推移

時期	会員数
平成24年12月期末	745会員
平成25年12月期末	1,049会員
平成26年12月期末	1,309会員
平成27年12月期末	1,695会員
平成28年12月期末	2,069会員

## (3) HONEY-STYLE

### HONEY-STYLE

当社は、鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEを運営しております。

HONEY-STYLEでは、情報誌を発行し、HONEY-STYLE利用院へ配布しております。また、HONEY-STYLE会員(平成28年12月末時点で267,098名)に対しメールマガジンを送信し、情報の提供を行っております。

利用院は、HONEY-STYLEより美容や健康をテーマにした自費施術メニュー及び利用院で販売している健康関連商品の仕入ができます。

会員は、HONEY-STYLEより利用院である鍼灸接骨院における施術の予約をすることができます。また、会員は利用院である鍼灸接骨院において、HONEY-STYLEで紹介している自費施術メニューの施術を受けたり健康関連商品を購入することができ、商品購入時等にポイントが付与されます。会員にとっては、施術の予約が便利になるだけでなく、ポイントを使用することで、健康関連商品を安く購入することができます。

利用院は、HONEY-STYLEのデータを活用することで、会員管理を効率化できるだけでなく、HONEY-STYLEで紹介している自費施術メニューや健康関連商品の販売をとおして、過度に療養費に依存しない収益構造を構築することができます。また、会員が利用したポイントの1.2倍のポイントを、利用院が当社から健康関連商品の仕入を行う際に利用できる仕組みとなっております。

当社の売上は、HONEY-STYLE申込み時に受け取る導入費、毎月のシステム利用料、年1回のサーバー利用料、利用院に対する自費施術メニューや健康関連商品の販売で構成されております。

### ほねつぎアカデミー

当社は、ほねつぎアカデミーのサイト名でポータルサイトの企画・運営を行っており、柔道整復師、はり師・きゅう師のために役立つ情報を情報誌・WEB・メールマガジンを通じて発信しております。

また、手あてに関するセミナー、院経営に関する公開セミナー及びWEBセミナーを開催しております。

### 運営の特徴

会員は、HONEY-STYLEを通じ、スマートフォン等から施術の予約ができます。HONEY-STYLE利用院では、会員である患者・利用者との繋がりを強固なものとし、さらに会員管理を通じて経営管理を行うことができます。

HONEY-STYLEの利用院数の推移は以下のとおりです。

HONEY-STYLE利用院数推移

時期	利用院数
平成24年12月期末	210院
平成25年12月期末	326院
平成26年12月期末	422院
平成27年12月期末	474院
平成28年12月期末	528院

(4) 機材、消耗品販売

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院や既存の鍼灸院・接骨院及びマッサージ院に対し、施術に必要な矯正用高機能ベッド、水浄化装置等の機材やはりなどの消耗品を販売しております。

HONEY-STYLE利用院等に対しては、利便性向上のため、アトラストアを活用して機材・消耗品の販売を行っております。

(5) 鍼灸接骨院経営コンサルティング

柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師(注7)が鍼灸院・接骨院及びマッサージ院を開院する際の助言を行っております。また、開院後も経営コンサルティングの提供をとおり、院運営をサポートしております。

(6) 介護支援、その他

当社オリジナルの介護デイスサービス(注8)フランチャイズチェーンであるほねつぎ介護デイスサービスは、柔道整復師が活躍できるモデルとなっており、ほねつぎチェーン鍼灸接骨院と併設することで人材募集を一括して行えるなどの強みがあります。柔道整復師が介護デイスサービス事業を展開する際に、その負担を軽減するため、開業及び運営に必要なノウハウをすべて盛り込んだパッケージ商品として提供しております。鍼灸接骨院と介護デイスサービスを併設することにより、鍼灸接骨院の患者が要介護になっても介護デイスサービスを利用していただくことが可能となり、シナジー効果が発揮できます。

(注1) ほねつぎチェーンは、一定地域内における独占的販売権を付与しておらず、毎月のロイヤリティは定額となっており、一般的なフランチャイズチェーンとは区別しております。

(注2) Artra Cloud Operation Management Systemから名付けた当社サービス名称であり、ほねつぎチェーン鍼灸接骨院での院内管理や当社が運営支援する鍼灸接骨院に対する様々なIT支援を行っているシステムであります。院内管理においては、業務の効率化を実現し、患者・利用者管理や経営分析ができるだけでなく、療養費の不正請求を防止する仕組みとしても機能しており、鍼灸接骨院業界において遅れていたIT化を推進するシステムとなっております。また、サービス内容の追加を容易に行うことが可能であります。

(注3) 健康保険における保険給付の方法は、窓口で支払う一定割合の自己負担で医療そのものを受けられる「現物給付」と、出産時の医療費などのように一旦患者が費用全額を支払い、後に支払った費用の7割等決められた割合の現金が療養費として支給される「現金給付」に分類されています。鍼灸接骨院での施術では、後者のように療養費という形で患者に現金給付がなされます。当社では、患者が鍼灸接骨院に代行を委託した保険者(国・各社健康保険組合など)への療養費請求を、鍼灸接骨院に代わって行うことを受託しております。

(注4) 国家資格であり、接骨院等において、骨、関節、筋、腱、靭帯などの骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷などの損傷に対し、手術によらない整復、固定などの方法により、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる手あてを行っております。

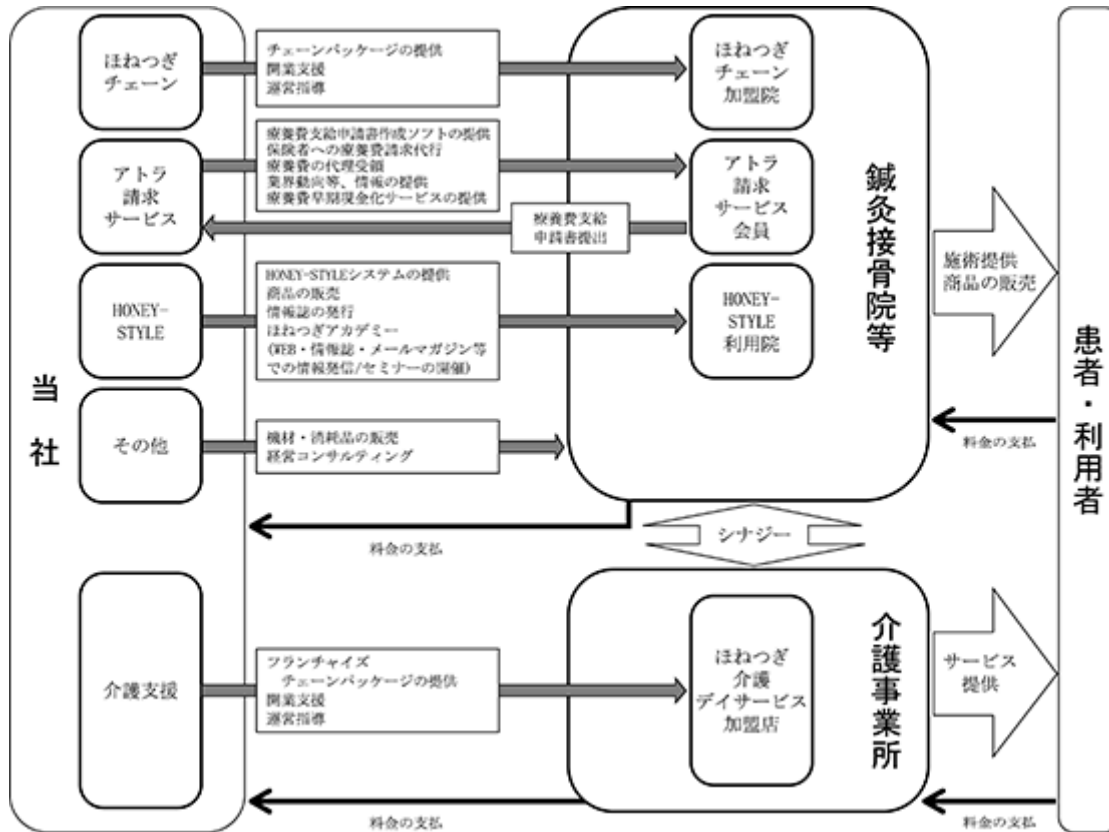
(注5) 国家資格であり、鍼灸院等において、神経痛、腰痛症などに対し、はりやきゅうによる手あてを行っております。

(注6) 鍼灸院・接骨院及びマッサージ院で行う手あてのことを指します。



- (注7) 国家資格であり、マッサージ院などにおいて、あん摩、マッサージ、指圧による手あてを行っております。
- (注8) 在宅で介護を受けられる方を対象にデイサービスセンターに通っていただき、入浴や体操・レクリエーションなどのサービスを提供することで、家族の負担を軽減し、高齢者の自立を支援する介護サービスです。

当社の事業系統図は以下のとおりです。



(参考)

鍼灸接骨院では、柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師が施術というサービスを提供しております。施術費用には療養費だけではなく、自費によるものもあります。

整形外科と鍼灸接骨院との違いは、整形外科の提供するサービスが医療行為であるのに対し、鍼灸接骨院の提供するサービスは施術であることです。鍼灸接骨院では、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷に対する施術を行えますが、脱臼、骨折に対する施術については、応急の場合を除き、医師の同意が必要です。

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院では健康、美容、怪我や病気の予防を目的とした自費施術、健康関連商品の販売に力を入れております。

鍼灸接骨院と整体、カイロプラクティックとの違いは、鍼灸接骨院で施術を行う柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師が国家資格であるのに対し、整体、カイロプラクティックを行う整体師は民間資格である点です。

鍼灸接骨院と整形外科、整体・カイロプラクティックとの違い

	整形外科	鍼灸接骨院	整体、カイロプラクティック
資格	医師(国家資格)	柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師(国家資格)	整体師(民間資格)
行為	医療行為(レントゲン検査、手術、投薬など)	施術	矯正、マッサージ
費用	医療費(現物給付)	医療費(療養費)、自費	自費

柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師は年々増加傾向にあり、鍼灸接骨院の新規開業も増加傾向にあります。

あん摩、マッサージ及び指圧等を行う施術所数の年次推移

(単位：か所)

各年末現在

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年 (注)	平成24年	平成26年	対平成24年	
	(2004)	(2006)	(2008)	(2010)	(2012)	(2014)	増減数	増減率
あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所	20,532	21,822	21,092	19,983	19,880	19,271	609	3.1%
はり及びきゅうを行う施術所	14,993	17,794	19,451	21,065	23,145	25,445	2,300	9.9%
あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所	33,601	34,517	35,808	36,251	37,185	37,682	497	1.3%
その他の施術所	3,187	3,219	2,892	2,693	3,103	2,862	241	7.8%
柔道整復の施術所	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	45,572	3,141	7.4%

(注) 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれておりません。

(出典元) 厚生労働省資料 平成26年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況より作成

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93 [ 17 ]	35.1	3.1	4,701

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇入人員であります。なお、臨時従業員とは、契約社員(パート社員を含む。)であります。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4 当社は、鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
5 従業員数が前事業年度末に比べ14名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速、英国のEU離脱問題及び米国の政権交代等を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する鍼灸接骨院業界におきましては、柔道整復師、はり師・きゅう師の国家資格者が増加しており、新規開業数も順調に推移する状況が継続しております。

このような状況のもと、当社ではほねつぎチェーン加盟院数、アトラ請求サービス会員数、HONEY-STYLE利用院数ともに前事業年度末に比べ増加いたしました。また、前事業年度に引き続き、機材販売が順調に推移いたしました。一方で、費用面におきましては、先行投資として鍼灸接骨院の基幹システムの研究開発に係る費用やテレビCM等の広告宣伝費を計上するとともに、営業外費用に東京証券取引所市場第一部への市場変更の費用を計上いたしました。また、特別損失に投資有価証券評価損を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,251,564千円（前事業年度比26.8%増）、営業利益は293,905千円（前事業年度比24.1%減）、経常利益は301,387千円（前事業年度比33.5%減）、当期純利益は148,703千円（前事業年度比44.7%減）となりました。

当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしておりませんが、支援内容別の概要は以下のとおりであります。

#### ・ほねつぎチェーン

当事業年度末におけるほねつぎチェーン加盟院数は前事業年度末から19院増加し86院となりました。各種展示会への出展やWEB広告等の効果及び取引先からの紹介等により契約を積み上げたものの、物件決定の遅延により当事業年度のオープン等の件数が計画を下回りました。

以上の結果、売上高は1,017,447千円（前事業年度比3.2%減）となりました。

#### ・アトラ請求サービス

柔道整復師、はり師・きゅう師の国家試験合格者数の増加に伴い、鍼灸院・接骨院の開業が順調に推移しております。このような環境のもと、他の療養費請求代行団体へ加入している鍼灸院・接骨院及び新規開業院に対するWEB広告を中心とした営業活動により、当事業年度末における会員数は前事業年度末から374会員増加し2,069会員となりました。会員数の増加に伴い療養費請求代行処理件数も増加いたしました。また、療養費早期現金化サービス利用会員への貸付残高は前事業年度末から249,295千円増加し440,705千円となりました。

以上の結果、売上高は330,696千円（前事業年度比15.2%増）となりました。

#### ・HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEは、競争の激化等の影響があったものの、利用院の獲得に注力した結果、当事業年度末における利用院数は前事業年度末から54院増加し、528院となりました。また、HONEY-STYLE会員数は前事業年度末から50,049名増加し、267,098名となっております。

以上の結果、売上高は275,959千円（前事業年度比4.2%増）となりました。

#### ・機材、消耗品販売

機材販売につきましては、新規開業先への積極的な営業展開に加え、鍼灸接骨院向けに独占販売権を取得している機材の販売が好調に推移いたしました。また、消耗品販売につきましては、HONEY-STYLE利用院及びアトラ請求サービス会員限定で提供していたECサイトをアトラストアとしてオープン化したこと等により、売上高が順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は1,485,525千円（前事業年度比91.3%増）となりました。

#### ・鍼灸接骨院経営コンサルティング

鍼灸接骨院に対する経営コンサルティングにつきましては、新規コンサルティング先の開拓を行わず、リアル院としては鍼灸接骨院経営コンサルティングに投じていた経営資源をほねつぎチェーンに集中させる方針であることから、売上高は90,020千円（前事業年度比20.7%減）となりました。

・介護支援、その他

ほねつぎ介護デイサービスの新規加盟店開発及び既存加盟店のロイヤリティ収入の安定確保に努めたものの、売上高は51,915千円（前事業年度比26.6%減）となりました。なお、前事業年度より、介護に特化した営業人員が新規加盟店開発に注力する体制を構築しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より179,194千円減少し、1,098,687千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、178,169千円（前事業年度は158,177千円の収入）の支出となりました。これは主に、税引前当期純利益249,387千円の計上、減価償却費70,316千円の計上があったものの、営業貸付金が249,295千円増加し、法人税等の支払いが221,612千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、335,666千円（前事業年度は224,783千円の支出）の支出となりました。これは主に、買取店舗の売却による収入95,164千円があったものの、有形固定資産の取得による支出81,298千円、無形固定資産の取得による支出93,285千円及び投資有価証券の取得による支出253,000千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、334,641千円（前事業年度は143,085千円の収入）の収入となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出145,000千円があったものの、新株の発行による収入が496,804千円あったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

#### ・ほねつぎチェーン、介護支援

これらの支援内容においては、当社が顧客と締結している契約で受注金額が確定しているのは加盟金等であり、受注金額及び残高の算定に必要な設備・器具・備品関連の商品は加盟院の規模・ニーズによって変動いたします。よって、受注金額及び残高を確定することは困難な状況であるため、記載を省略しております。

#### ・HONEY-STYLE、機材、消耗品販売

これらの支援内容においては、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。よって、受注状況に重要性がないため、記載を省略しております。

#### ・アトラ請求サービス、鍼灸接骨院経営コンサルティング

これらの支援内容においては、受注という概念がないため、記載を省略しております。

### (3) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントのため、支援内容別に記載しております。

支援内容	仕入高(千円)	前年同期比(%)
ほねつぎチェーン	309,857	85.8
アトラ請求サービス	11,783	116.0
HONEY-STYLE	81,518	128.2
機材、消耗品販売	766,683	174.6
鍼灸接骨院経営コンサルティング	512	48.6
介護支援、その他	808	21.3
合計	1,171,163	133.3

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (4) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントのため、支援内容別に記載しております。

支援内容	販売高(千円)	前年同期比(%)
ほねつぎチェーン	1,017,447	96.8
アトラ請求サービス	330,696	115.2
HONEY-STYLE	275,959	104.2
機材、消耗品販売	1,485,525	191.3
鍼灸接骨院経営コンサルティング	90,020	79.3
介護支援、その他	51,915	73.4
合計	3,251,564	126.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社といたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

#### 事業の拡大に対応する人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。そのため人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、資本効率の最大化を目指してまいります。また、人員の増加にあわせ、定期的な社内研修の実施等、教育制度の一段の充実に努めてまいります。

#### 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社として業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、従来以上に重要になると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実、強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

#### 療養費不正請求防止への取組み

当社が支援を行う鍼灸接骨院業界では、一部の鍼灸接骨院において、療養費の不正請求が課題となっております。この課題に対処するため、当社が展開するほねつぎチェーンにおいてはスーパーバイザーによる巡回指導を行い、当社が経営コンサルティングを行う院やアトラ請求サービス会員に対してはA-COMS Basicによる不正請求防止に役立つツールの提供等により、療養費の不正請求を防止すべく、注力してまいります。

#### A-COMS及びA-COMS Basicにおけるサービス内容の拡充

当社が開発したA-COMS及びA-COMS Basicについて、既存の利用院の満足度の向上及び今後の利用院拡大等のためには、サービス内容の拡充が必要であると認識しております。A-COMS及びA-COMS Basicは拡張性があり、サービス内容の追加を行うことが可能でありますので、継続的にサービス内容の見直し及び拡充を行ってまいります。

#### ほねつぎチェーンの拡大

当社は平成22年からほねつぎチェーンの展開を開始し、現在もチェーン拡大期にあるため、総売上高に占める新規の加盟金等による収入の割合が大きくなっています。したがって、ほねつぎチェーンが一定規模に達するまでの期間においては、当社の業績の拡大には新規の加盟を増加させることが重要であり、今後も新規加盟を最優先に取り組んでまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。ただし、これらは当社に関するリスクの全てを網羅したのではなく、記載された事項以外の予見し難いリスクも存在します。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

##### (1) ほねつぎチェーン運営上のリスク

当社は、ほねつぎチェーンに対する指導を徹底し、療養費の不正請求を防止する仕組みを導入しておりますが、何らかの事情により一部のほねつぎチェーン鍼灸接骨院で療養費の不正請求が発生し、行政処分を受けた場合、ほねつぎブランドに対する信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は柔道整復師に対する指導を行い施術事故が起こらないよう努めておりますが、重大な過失による施術事故が起きた場合、ほねつぎブランドに対する信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (2) ほねつぎ介護デイサービス運営上のリスク

当社は、ほねつぎ介護デイサービスのフランチャイジーに対する指導を徹底し、介護事故が起こらないよう努めておりますが、重大な過失により介護事故が起き、行政処分を受けた場合、ほねつぎ介護デイサービスに対する信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (3) 外部環境の変化に対するリスク

現在は、順調に成長を続けている鍼灸接骨院業界であります。今後、はり師・きゅう師、柔道整復師学校の増加及び国家資格者の増加に伴う鍼灸院・接骨院・介護事業所の増加による過当競争が起こり、当社の取引先である個々の鍼灸接骨院の事業環境が悪化し業績が低下した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (4) 法的規制に関わるリスク

当社が事業を行うにあたりましては、関係する様々な法的規制を受けております。当社はこれらの法的規制の遵守に努めており、また、遵守する事業モデルを提供しておりますが、当該法的規制の強化により当社の事業に対し著しく不利となる法改正が行われた場合に、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (5) システム運用に関わるリスク

当社の運営するA-COMS、A-COMS Basic、HONEY-STYLE及びアトラストアにおいて、日常的な業務担当者間の連絡や社内研修により、社員の技術力・意識の向上を図っておりますが、万が一、システム障害が発生し、多大な影響を及ぼした場合、損害賠償を請求され、損害賠償の支払い等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (6) 情報管理体制について

当社は、業務を遂行するうえで顧客の個人情報を取扱う場合があります。当社では、プライバシーマークを取得し、個人情報の取扱いを厳格に管理しております。しかしながら、万が一、個人情報の外部への漏洩が生じた場合、当社の信用に大きな影響を与えると同時に、損害賠償を請求され、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (7) 知的財産権について

当社では、新規に開発したサービスに関するもので知的財産権の対象となる可能性のあるものについては、必要に応じて特許権・商標権等の取得申請を行っておりますが、必ずしもかかる権利を取得できる保証はありません。

当社のサービスに関する技術・ノウハウ、あるいはサービス名等に関する特許権・商標権等を他社が先に取得した場合、サービスの開発または販売等に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。



また、当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に注意を払って事業展開しておりますが、当社の認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、その第三者より損害賠償請求及び差止め請求等の訴訟を提起され、損害賠償の支払い等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保について

当社の事業遂行において優秀な人材を確保・定着させることが重要戦略の一つでもあります。当社では、中途採用を核とし優秀な人材を人種・国籍・性別・年齢を問わず幅広く採用しております。また、優秀な人材を集めるためには報酬だけを指標とする人材活用ではなく、スキルアップ等を含めた社内環境、優秀な人材を受け入れることのできる社内風土の確立が、高水準の人材との信頼関係構築のために最重要要素であると認識しております。したがって、これらの人事上の課題を充足できない等の理由により、優れた人材を確保・定着させていくことができない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 国家資格者の雇用について

当社が持続的に成長をしていくためには、国家資格者である柔道整復師、はり師・きゅう師、介護福祉士等を雇用し、かつ育成していく必要があります。当社従業員に限らずほねつぎチェーン加盟院に対してこれらの有資格者を雇用するための支援を行う必要があります。現状は国家資格者数が年々増える傾向にありますが、意図的に合格者を減らし、総数を減らしていくなどの政策的な方針転換があった場合等、国家資格者の確保が難しくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 療養費早期現金化サービスについて

鍼灸接骨院業界において、療養費を請求してから入金になるまで3～4ヵ月程度の期間が必要です。その間の鍼灸接骨院の資金繰りを支援するため、当社はアトラ請求サービスの会員向けに療養費早期現金化サービスを提供しています。療養費が保険者から当社に入金になったときに返済となるため、債権の回収が滞留するリスクは僅少であると考えておりますが、会員である鍼灸接骨院が破産等した場合には、債権が回収できなくなる可能性があります。当社は療養費早期現金化サービスを利用するアトラ請求サービスの会員に対し、審査を実施し、債権が貸し倒れるリスクの軽減に努めておりますが、会員である鍼灸接骨院が破産等した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、療養費早期現金化サービスのための資金調達がタイムリーにできなかった場合は、機会損失により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 複合高周波EMSエクステアPRO の販売について

当社は株式会社リッコーから複合高周波EMSエクステアPRO を仕入れております。災害等、何らかの事由により、株式会社リッコーの生産体制に異常が生じた場合、当社は複合高周波EMSエクステアPRO の仕入ができなくなり、複合高周波EMSエクステアPRO の販売ができなくなる可能性があります。当社が必要とする数の複合高周波EMSエクステアPRO の仕入ができなくなった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 有形固定資産について

当社は、転貸用内装設備、買取店舗内装設備及び買取店舗設置器具等の有形固定資産を保有しております。保有する有形固定資産の収益性が悪化した場合には、減損損失が発生する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 投資有価証券について

当社は、業務上のシナジーを見込める会社の株式を保有しております。当該会社の収益性が悪化した場合や時価が著しく下落した場合には、評価損が発生する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) たな卸資産について

当社は、適切な在庫管理と販売予測により、品切れによる販売機会ロス削減と過剰在庫の防止に努めておりますが、販売予測を誤った場合には在庫不足または過剰在庫となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の物件について

当社が事業展開しているほねつぎチェーンにおいては、契約に基づき、オーナーが物件を決定し、当社の支援を受けながら、鍼灸接骨院を開設しております。何らかの理由でオーナーによる物件の決定が遅れた場合、オープンの日程が遅延し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ほねつぎチェーン鍼灸接骨院加盟契約

契約の内容	当社は、ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の加盟者に対し、ほねつぎを統一名称とする鍼灸接骨院の開院及び運営資格を付与し、経営指導を行います。
契約期間	6年間とし、双方のいずれかより期間満了の180日前までに書面にて契約更新をしない旨の意思表示がない場合には自動的に5年間更新します。
加盟金	3,000千円
ロイヤリティ	月額100千円

(2) 経営コンサルティング基本契約

契約の内容	当社は鍼灸院、接骨院、マッサージ院等の施術所の開業または運営に関して、支援及び助言を行います。
契約期間	5年間とし、期間満了の3ヶ月前までに双方のいずれかより書面による契約更新をしない旨の意思表示がない場合には同一条件で5年間更新します。
申込金	100千円～200千円
経営指導料	月額50千円～230千円

(3) 「ほねつぎ介護デイサービス」フランチャイズチェーン加盟契約

契約の内容	当社は、ほねつぎ介護デイサービスフランチャイズチェーン加盟者に対し、ほねつぎ介護デイサービスを統一名称とする介護デイサービスの事業所の開設及び運営資格を付与し、経営指導を行います。
契約期間	6年間とし、双方のいずれかより期間満了の180日前までに書面にて契約更新しない旨の意思表示がない場合には自動的に5年間更新します。
加盟金	2,000千円
ロイヤリティ	店舗の月間総売上高の5%

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ92,723千円増加し、2,063,149千円となりました。これは主に、現金及び預金が179,194千円減少したものの、売掛金が54,911千円及び営業貸付金が249,295千円増加したことによります。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ304,936千円増加し、732,850千円となりました。これは主に、ソフトウェアが54,628千円、ソフトウェア仮勘定が25,210千円及び投資有価証券が202,900千円増加したことによります。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ156,888千円減少し、1,098,896千円となりました。これは主に、未払法人税等が111,837千円及び未払消費税等が39,785千円減少したことによります。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ108,668千円減少し、218,639千円となりました。これは主に、長期借入金が116,956千円減少したことによります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ663,216千円増加し、1,478,464千円となりました。これは主に、剰余金の配当が23,399千円あったものの、公募増資等により資本金が267,823千円、資本剰余金が267,823千円増加したこと及び当期純利益を148,703千円計上したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当事業年度の売上高は3,251,564千円となり、前事業年度に比べ687,493千円増加しました。これは、前年に引き続き、機材売上が好調に推移したことによるものであります。

#### (売上総利益)

売上原価につきましては、前事業年度に比べ468,776千円増加し、2,007,888千円となりました。これは、機材等の商品仕入高や労務費の増加が主な要因になります。

この結果、売上総利益は218,717千円増加して1,243,675千円となりました。

#### (営業利益)

販管費及び一般管理費は、前事業年度に比べ312,227千円増加し、949,769千円となりました。これは知名度を向上させるための宣伝広告費や社内管理体制の構築のための人件費の増加が主な要因となります。

この結果、営業利益は前事業年度と比べ93,510千円減少し、293,905千円となりました。

#### (経常利益)

営業外収益は、前事業年度に比べ24,801千円減少し、51,273千円となりました。主な内訳は、買取店舗売却益19,947千円及び解約料収入6,500千円によるものになります。

また、営業外費用については、前事業年度に比べ33,613千円増加し43,790千円となりました。主な内訳は支払手数料28,691千円、支払利息2,597千円及び投資事業組合運用損448千円によるものになります。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ151,925千円減少し301,387千円となりました。

#### (税引前当期純利益)

特別損失は、51,999千円となりました。これは、投資有価証券評価損によるものであります。

#### (当期純利益)

法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は100,684千円となり、これらの結果、当期純利益は前事業年度に比べ120,031千円減少し148,703千円となりました。

#### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より179,194千円減少し、1,098,687千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、178,169千円の支出(前事業年度は158,177千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益249,387千円の計上、減価償却費70,316千円の計上があったものの、営業貸付金が249,295千円増加し、法人税等の支払いが221,612千円あったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、335,666千円の支出(前事業年度は224,783千円の支出)となりました。これは主に、買取店舗の売却による収入95,164千円があったものの、有形固定資産の取得による支出81,298千円、無形固定資産の取得による支出93,285千円及び投資有価証券の取得による支出253,000千円があったことによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、334,641千円の収入(前事業年度は143,085千円の収入)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出145,000千円があったものの、株式の発行による収入が496,804千円あったことによるものであります。

#### (5) 経営者の問題認識と今後の方針について

鍼灸接骨院業界が抱える課題は、療養費に依存した売上構成、高齢者に偏った顧客・利用者層、業務効率化の遅れ、療養費入金までの資金繰りなど、多岐にわたります。当社の経営者は、鍼灸接骨院業界のこれらの課題を認識したうえで、A-COMSを基盤とする当社のITシステムを最大限に活用した鍼灸接骨院の運営支援に取り組む方針であります。

この経営者の方針のもと、当社は今後、さらなるほねつぎチェーン加盟院及びHONEY-STYLE利用院増加に努め、療養費早期資金化サービスの導入により、アトラ請求サービスの既存会員に対するサービス内容の拡充及び新規会員の獲得を図り、鍼灸接骨院業界の活性化に取り組んでまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

設備投資の総額は174,583千円であります。その主なものは、店舗の買取、請求サービス用の支給申請書の仕分器具、HONEY-STYLEの口コミ/予約システムのスマートフォン用アプリ及び鍼灸接骨院へ提供しているシステム(A-COMS)の機能強化であります。

また、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	リース資産	土地 (面積㎡)	ソフトウェア 及び ソフトウェア 仮勘定	その他 (注)1	合計	
本社 (大阪市西区)	本社機能	18,272	34,250	7,121	-	158,532	0	218,176	93 [17]
ほねつぎ大分元町 (大分県大分市)	直営店舗	9,384	1,975	-	-	-	43	11,404	-
ほねつぎ与野 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	5,120	482	-	-	-	-	5,602	-
賃貸用不動産13件 (大阪市中央区他) (注)3	賃貸施設	91,966	8,004	-	27,152 (60)	351	49	127,523	-
遊休土地 (大阪府泉南郡 熊取町)	-	-	-	-	5,746 (291)	-	-	5,746	-

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置並びに車両運搬具であります。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 賃貸用不動産には転貸施設を含んでおります。

4 本社の建物は賃借物件であり、その概要は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (大阪市西区)	本社機能	1,375.2	27,432

5 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員とは契約社員(パート社員を含む。)であります。

6 当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (大阪市西区)	鍼灸接骨院院内管理システム、本部管理ソフトウェア(A-COMS)の機能強化及び機能追加	31,900	9,200	自己資金	平成28年9月	平成29年12月	(注)2
本社 (大阪市西区)	HONEY-STYLE 運営管理システムの機能追加	30,000	-	自己資金	平成28年12月	平成29年12月	(注)2

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 完成後の増加能力については、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。  
 3 当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,800,000
計	22,800,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,705,600	8,709,500	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	8,705,600	8,709,500	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成26年8月12日の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	526(注)1、4	513(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,800(注)1、3、4	153,900(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28(注)2、3	28(注)2、3
新株予約権の行使期間	自平成28年8月19日 至平成36年8月12日	自平成28年8月19日 至平成36年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28(注)3 資本組入額 14(注)3	発行価格 28(注)3 資本組入額 14(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 平成27年7月29日開催の取締役会決議により、平成27年9月1日付で当社普通株式1株を3株に分割しており、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
- 4 平成27年4月13日に、新株予約権2個(分割前株数200株)が失効しております。
- 5 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

新株予約権発行時において当社の取締役・監査役または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任または定年退職した場合及び特に取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり行使価額の2倍以上であることを要する。



新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

6 新株予約権の取得事由

当社が合併により消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、並びに当社が分割会社となる人的会社分割についての分割計画・分割契約について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

7 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、「企業再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換若しくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編効力の発生日以降は上記(注)1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編効力発生日後は上記(注)2に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)7に準じて決定する。

譲渡制限

再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(注)6に準じて決定する。

平成27年6月11日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

(第2回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	715(注)1	715(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	214,500(注)1、3	214,500(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705(注)2、3	705(注)2、3
新株予約権の行使期間	自平成28年4月1日 至平成31年3月31日	自平成28年4月1日 至平成31年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 705(注)3 資本組入額 353(注)3	発行価格 705(注)3 資本組入額 353(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 平成27年7月29日開催の取締役会決議により、平成27年9月1日付で当社普通株式1株を3株に分割しており、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
- 4 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、平成27年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が260百万円以上となった場合にのみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。  
新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。  
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。  
新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記6に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。  
その他新株予約権の行使の条件  
上記4に準じて決定する。  
新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。  
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年8月1日 (注) 1	1,898,100	1,900,000	-	50,000	-	76,315
平成26年12月15日 (注) 2	700,000	2,600,000	238,280	288,280	238,280	314,595
平成27年9月1日 (注) 3	5,200,000	7,800,000	-	288,280	-	314,595
平成28年4月1日 (注) 4	1,500	7,801,500	529	288,809	529	315,125
平成28年6月22日 (注) 5	390,000	8,191,500	227,143	515,953	227,143	542,268
平成28年7月25日 (注) 6	36,500	8,228,000	21,258	537,211	21,258	563,527
平成28年9月1日～ 平成28年12月31日 (注) 4	477,600	8,705,600	18,891	556,103	18,891	582,418

(注) 1 平成26年7月15日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日を基準日として当社普通株式1株を1,000株に分割しております。

2 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 740円

引受価額 680.80円

資本組入額 340.40円

3 平成27年7月29日開催の取締役会決議により、平成27年8月31日を基準日として当社普通株式1株を3株に分割しております。

4 新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

5 有償一般募集

発行価格 1,241円

発行価額 1,164.84円

資本組入額 582.42円

6 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,164.84円

資本組入額 582.42円

割当先 株式会社SBI証券

7 平成29年1月1日から平成29年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が3,900株、資本金が54千円及び資本準備金が54千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	17	30	18	28	6	2,603	2,702	-
所有株式数 (単元)	0	14,656	3,659	37,485	1,504	9	29,731	87,044	1,200
所有株式数 の割合(%)	0.00	16.84	4.20	43.06	1.73	0.01	34.16	100.00	-

(注) 自己株式266株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に66株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
一般社団法人みどり会	大阪市西区千代崎一丁目7番3号	3,705	42.55
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	694	7.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	494	5.67
久世 博之	大阪市西区	434	4.98
片田 徹	堺市堺区	250	2.87
塩中 一成	和歌山県岩出市	220	2.52
柚木 孝夫	大阪市城東区	150	1.72
会田 正英	東京都品川区	120	1.37
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	101	1.16
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	97	1.12
計	-	6,266	71.98

(注) 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	694千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	494千株
野村信託銀行株式会社(投信口)	101千株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,704,200	87,042	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数		-	-
総株主の議決権	-	87,042	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式66株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アトラ株式会社	大阪市西区立売堀四丁目6 番9号	200	-	200	0.0
計	-	200	-	200	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。  
当該制度は会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。  
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成26年8月12日 臨時株主総会決議及び取締役会決議)

決議年月日	平成26年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役2名 当社従業員67名 当社の元監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1 従業員の人数には契約社員を含んでおります。  
2 平成29年3月27日現在におきまして、付与対象者は退職及び権利行使により当初付与時から38名減少し、38名であり、新株発行予定数は失効及び権利行使により当初付与時から449,100株減少し、150,900株であります。

第2回新株予約権(平成27年6月11日 取締役会決議)

決議年月日	平成27年6月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 平成29年3月27日現在におきまして、付与対象者は権利行使により当初付与時から2名減少し、16名であり、新株発行予定数は失効及び権利行使により当初付与時から37,500株減少し、214,500株であります。

第3回新株予約権(平成29年2月23日 取締役会決議)

決議年月日	平成29年2月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	724(注)2
新株予約権の行使期間	平成32年4月1日から平成36年3月21日
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成31年12月期または平成32年12月期のいずれかの事業年度において、経常利益が750百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず平成29年12月期において、経常利益が358百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。

なお、上記における経常利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員(以下、「従業員等」という。)であることを要し、割当を受けた後いったんでも従業員等でなくなった場合には本新株予約権を行使することができない。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

なお、新株予約権を行使することができなくなった者が保有する新株予約権は、従業員等の地位を喪失した時をもって消滅し、以後の再就職その他如何なる理由によっても行使できない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件に定める規定により、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	35	43
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	-	-	-	-
保有自己株式数	266	-	266	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対しての安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当該方針に基づき1株当たり3円としております。

内部留保資金の用途につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくこととしております。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年3月24日 定時株主総会決議	26,116	3

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	-	-	1,598	4,890 1,563	1,486 1,395
最低(円)	-	-	648	605 851	688 824

(注) 1 最高・最低株価は、平成28年6月23日より東京証券取引所市場第一部における株価であり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

なお、第12期の最高・最低株価のうち、印は東京証券取引所マザーズにおける株価であります。

2 当社株式は、平成26年12月16日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3 第11期の印は、株式分割(平成27年9月1日付で1株につき3株の割合)による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,486	1,411	1,284	1,330	1,327	914
最低(円)	1,187	1,060	1,024	1,163	891	688

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

男性11名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	久世 博之	昭和48年5月8日	平成12年4月 八幡屋整骨院 勤務開始 平成15年5月 株式会社トライニン 取締役 平成17年1月 有限会社権左工門(現 当社) 設立 代表取締役(現任) 平成18年4月 株式会社トライニン 代表取締役 平成19年6月 同社 取締役	(注)3	181,000
取締役	療養費請求 代行部長	塩中 一成	昭和46年7月23日	平成5年4月 佐々木接骨院 勤務開始 平成11年6月 塩中鍼灸整骨院 開院 平成15年5月 株式会社トライニン 取締役 平成21年4月 同社 代表取締役 平成21年11月 当社 取締役(現任) 平成27年2月 当社 療養費請求代行部長(現任)	(注)3	220,000
取締役	経営戦略室長 兼 情報システム部 担当	片田 徹	昭和36年9月26日	昭和59年4月 歯科技工所関西歯研 入社 平成2年4月 有限会社KDL 設立 代表取締役 平成15年5月 株式会社トライニン 取締役 平成17年1月 有限会社Medical Art(現 株式会社 Axis) 代表取締役 平成21年11月 当社 取締役(現任) 平成26年4月 当社 経営戦略室長(現任) 平成27年2月 当社 情報システム部担当(現任)	(注)3	250,000
取締役	営業部担当	田中 克典	昭和49年9月30日	平成9年4月 JA大阪中河内 入組 平成16年1月 AIGエジソン生命保険株式会社(現ジブ ラルタ生命保険株式会社) 入社 平成17年10月 有限会社権左工門(現 当社) 入社 平成18年2月 当社 取締役(現任) 平成18年11月 株式会社ATTECC 代表取締役 平成21年4月 株式会社トライニン 取締役 平成27年2月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 平成27年2月 当社 営業部担当(現任)	(注)3	90,000
取締役	ほねつぎ支援部 兼 ほねつぎ開発部 担当	柚木 孝夫	昭和51年12月4日	平成12年9月 株式会社JTクリエイティブサービス 入 社 平成18年9月 株式会社アークトラスト 代表取締役 平成21年2月 株式会社トライニン 監査役 平成21年11月 当社 取締役(現任) 平成27年2月 当社 ほねつぎ支援部担当(現任) 平成28年8月 当社 ほねつぎ開発部担当(現任)	(注)3	150,000
取締役	管理部長	田中 雅樹	昭和47年1月22日	平成7年4月 関西テレメッセージ株式会社 入社 平成11年9月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 入社 平成13年10月 新コスモス電機株式会社 入社 平成19年3月 株式会社JCLバイオアッセイ(現シミック ファーマサイエンス株式会社) 入社 平成21年6月 同社 取締役経営企画室長 平成25年6月 株式会社MACオフィス 入社 平成26年1月 同社 執行役員管理本部長 平成26年3月 当社 取締役(現任) 平成27年3月 当社 管理部長(現任)	(注)3	60,000
取締役	鍼灸接骨院支援部 担当	福田 欣也	昭和51年2月11日	平成11年4月 株式会社日本エル・シー・イー 入社 平成17年10月 有限会社コントライル(現 株式会社コ ントライル) 代表取締役 平成28年3月 当社 取締役(現任) 平成28年3月 当社 鍼灸接骨院支援部担当(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	-	田代 克行	昭和46年7月30日	平成20年4月 平成20年4月 平成23年3月 平成26年5月 平成27年3月 平成28年3月	NHN Japan株式会社 (現 LINE株式会社) 取締役 株式会社ライブドア 社外取締役 株式会社深紅 代表取締役 株式会社パクレゼルヴ 取締役(現任) 株式会社三楽 代表取締役(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	-	高田 明夫	昭和23年10月17日	平成21年6月 平成22年5月 平成23年3月 平成26年5月 平成27年3月 平成28年3月 平成20年6月 平成23年6月 平成27年3月 平成27年6月 平成29年3月	検事任官 大阪地方検察庁特別捜査部長 宮崎地方検察庁検事正 検事退官 弁護士(大阪弁護士会)登録 高田明夫法律事務所 所長(現任) 日本コンベヤ株式会社 社外監査役 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役(現任) 当社 社外取締役 日本コンベヤ株式会社 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	-	岩田 潤	昭和44年12月23日	平成4年10月 平成11年1月 平成13年9月 平成17年6月 平成19年8月 平成20年10月 平成22年1月 平成22年3月 平成23年6月 平成23年8月 平成28年8月 平成29年3月	青山監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所 監査部 プライスウォーターハウス税務事務所(現 PwC税理士法人) 入所 岩田公認会計士事務所 所長(現任) マルシェ株式会社 社外監査役(現任) 株式会社ドーン 社外監査役 BTJ税理士法人設立代表社員(現任) 当社 社外監査役 株式会社ディキャピタル 設立代表取締役(現任) 株式会社MACオフィス 社外監査役 株式会社ドーン 社外取締役 株式会社ドーン 取締役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	1,500
取締役 (監査等委員)	-	奥村 佳文	昭和46年1月11日	平成7年4月 平成9年9月 平成12年8月 平成16年11月 平成18年8月 平成22年1月 平成27年7月 平成28年1月 平成29年3月	奥村造船工業株式会社 入社 今井会計事務所 入所 プライスウォーターハウス税務事務所(現 PwC税理士法人) 入所 日本イーライリリー株式会社 出向 奥村佳文税理士事務所 所長 当社 社外監査役 BTJ税理士法人 代表社員 BTJ税理士法人 パートナー(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	1,500
計							954,000

- (注) 1 平成29年3月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
- 2 田代克行、高田明夫、岩田潤及び奥村佳文は、社外取締役であります。
- 3 平成29年3月24日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成29年3月24日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 略歴記載における留意事項  
当社は平成18年2月23日付で有限会社権左工門を改組いたしました。  
当社は平成21年11月1日付で株式会社トライニンを吸収合併しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、法令遵守のもと、経営の公正性、健全性、透明性を高め、効率的な経営に取り組み、当社のステークホルダーの長期的な利益の最大化を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上最重要課題であると認識しております。

#### 企業統治の体制

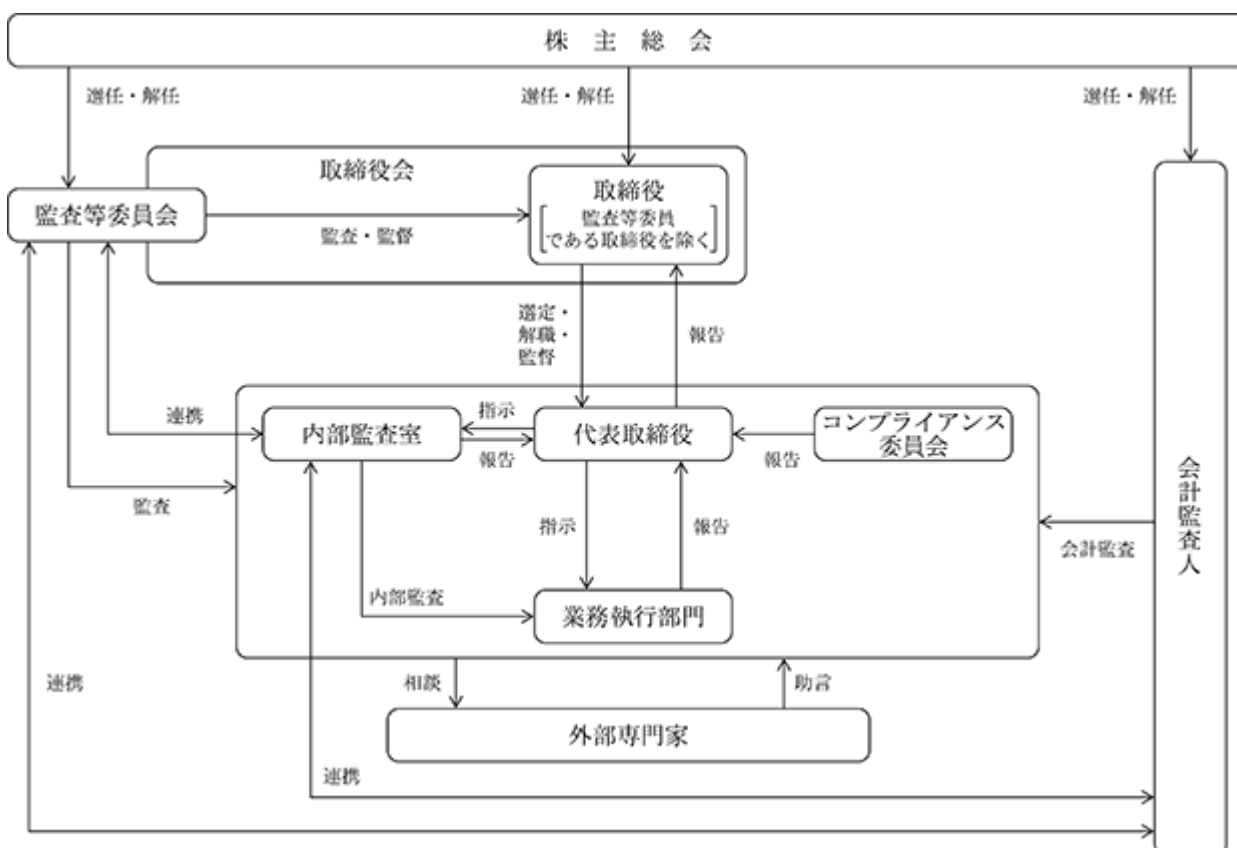
##### イ 企業統治体制の概要

取締役会は、取締役11名（うち4名は社外取締役）で構成されており、毎月1回、取締役の出席による定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について検討等を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（3名全員が社外取締役）で構成されており、弁護士、公認会計士、税理士であります。監査等委員である取締役は、取締役会、コンプライアンス委員会及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、補助使用人による報告等をとおして、取締役の業務執行の監督と監査を行っております。各監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、毎月1回開催し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を継続的に図っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概略は以下のとおりとなります。



□ 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、より透明性の高い経営の実現と、経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を目的として、平成29年3月24日開催の定時株主総会の承認により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築に努めてまいります。

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監督と監査を担うことで、より透明性の高い経営の実現を図ります。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図ります。

八 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム(業務の適正を確保するための体制)を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定しております。その概要は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として「企業行動憲章」を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的として「コンプライアンス規程」を制定する。

法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口にて報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対し不当な取扱いを行わない。

内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。

監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の監督と監査を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。

(e) 当社における業務の適正を確保するための体制

「企業理念」、「経営理念」を社内にて共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。

監査等委員会及び内部監査室は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。

(f) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(g) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員(補助使用人)として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、補助使用人の適切な職務の遂行のため、人事(評価、異動等)に関しては、監査等委員である取締役の同意を得るものとする。

補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は監査等委員会が直接行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

- (h) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査等委員会に報告する。

監査等委員である取締役が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けないように適切な処置を講じる。

- (i) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会の監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会の監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

監査等委員である取締役が、その職務の遂行について生じる費用の前払いまたは債務の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要な場合を除き、速やかにこれに応じる。

- (j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## 二 リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、各取締役が自己の分掌範囲において、責任を持って構築に努めており、取締役を構成員とするリスクマネジメント委員会を3ヶ月に1回開催し、意見交換を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士や税理士等の外部専門家の助言を仰ぐ等の方法により、リスク回避に努めております。

### 内部監査及び監査等委員会の監査

当社の内部監査につきましては、内部監査室長1名が内部監査規程に基づき代表取締役の指揮命令のもと、会社の業務及び財産の状況を監査し、経営の合理化及び効率化に資することを目的として、内部監査計画に基づく定期監査と、代表取締役の特命による臨時監査を実施しております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、3名全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役は、株主総会と取締役会等に出席し、また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員並びに会計監査人から意見聴取を行い、法令上監査等委員である取締役に認められるその他の監査権限を行使しております。

また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、定期的に意見交換等を行っており、三者間で連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

### 社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、うち3名が監査等委員であります。

社外取締役田代克行は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。同氏は、株式会社パクレゼルヴの取締役及び株式会社三楽の代表取締役であります。当該会社と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。また、社外取締役個人と当社との間にも人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役高田明夫は、監査等委員である取締役であります。同氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の見識を有しております。また、株式会社エイチアンドエフの社外監査役及び日本コンベヤ株式会社の社外取締役であります。当該会社と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。また、監査等委員である社外取締役個人と当社との間にも人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役岩田潤は、監査等委員である取締役であります。同氏は、株式会社ディキャピタルの代表取締役及びBTJ税理士法人の代表社員であります。当該会社と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。また、当社株式を1,500株を保有しておりますが、当該保有以外に監査等委員である社外取締役個人と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役奥村佳文は、監査等委員である取締役であります。同氏は、BTJ税理士法人の社員であります。当該会社と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。また、当社株式1,500株を保有しておりますが、当該保有以外に監査等委員である社外取締役個人と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

以上から社外取締役につきましては、専門的な知見から客観的・中立的に経営全般を監視・監査しており、当社経営陣の監督機能として重要な役割を果たしております。また、会計監査人や内部監査人と連携をとり、効果的な監査体制の構築を図っております。

当社は、社外取締役を選任するための要件としての基準は定めておりませんが、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任することで、経営の独立性を確保していると認識しております。

#### 役員の報酬等

##### イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	101,800	101,800	7
監査役 (社外監査役を除く。)	6,050	6,050	1
社外役員	7,180	7,180	4

##### ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

##### ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

##### ニ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議のうえ、決定しております。

#### 株式の保有状況

##### イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 3銘柄

貸借対照表計上額の合計額 203,000千円



□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

#### 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。平成26年8月12日開催の臨時株主総会において同監査法人を会計監査人に選任いたしました。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。当事業年度において業務を執行した公認会計士は辻内章氏、藤川賢氏であり、継続監査年数が7年を超える者はありません。なお、会計監査に係る補助者は、公認会計士4名、その他5名であります。監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について随時説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

#### 中間配当制度

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためです。

#### 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は3名とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑にすることを目的としております。

**取締役の責任免除**

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

**責任限定契約の内容**

当社は、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社と4名の社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が定める額を上限として限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

**支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方針に関する指針**

当社は提出日現在において、支配株主との取引は行っておらず、今後も行わない方針であります。例外的に取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について取締役会において十分審議をしたうえで、意思決定を行うこととしております。

**(2) 【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,500	-	18,000	1,000

**【その他重要な報酬の内容】**

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォート・レター作成業務に対するものであります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社は監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議して、報酬額を決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
     【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,277,882	1,098,687
売掛金	344,943	399,854
営業貸付金	191,409	440,705
商品	25,148	51,836
仕掛品	4,272	3,371
貯蔵品	1,792	-
前払費用	19,883	27,517
繰延税金資産	27,793	29,845
その他	77,545	16,594
貸倒引当金	244	5,263
流動資産合計	1,970,426	2,063,149
固定資産		
有形固定資産		
建物	246,429	263,565
減価償却累計額	122,281	125,979
建物(純額)	124,147	137,585
機械及び装置	8,926	8,926
減価償却累計額	8,841	8,877
機械及び装置(純額)	85	49
車両運搬具	5,963	4,961
減価償却累計額	5,963	4,917
車両運搬具(純額)	0	43
工具、器具及び備品	55,450	86,593
減価償却累計額	29,471	41,880
工具、器具及び備品(純額)	25,978	44,713
土地	32,898	32,898
リース資産	12,214	12,214
減価償却累計額	4,274	6,717
リース資産(純額)	7,939	5,496
有形固定資産合計	191,048	220,786
無形固定資産		
特許実施権	3,354	2,854
ソフトウェア	41,028	95,656
リース資産	2,925	1,625
その他	38,016	63,226
無形固定資産合計	85,323	163,362
投資その他の資産		
投資有価証券	73,845	276,745
長期貸付金	44,700	33,332
破産更生債権等	-	4,572
長期前払費用	25,292	19,944
長期未収入金	5,206	5,206
その他	33,288	44,263
貸倒引当金	30,792	35,364
投資その他の資産合計	151,540	348,700
固定資産合計	427,913	732,850
資産合計	2,398,339	2,796,000

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	165,531	144,839
1年内返済予定の長期借入金	104,160	76,116
リース債務	3,958	4,119
未払金	71,609	112,737
未払費用	4,262	10,190
未払法人税等	190,300	78,463
前受金	84,611	101,466
収納代行預り金	1 557,972	1 523,130
賞与引当金	2,870	3,320
ポイント引当金	9,334	13,581
その他	61,173	30,930
流動負債合計	1,255,784	1,098,896
固定負債		
長期借入金	283,623	166,667
リース債務	7,966	3,847
繰延税金負債	1,396	581
退職給付引当金	10,264	16,963
資産除去債務	24,057	30,580
固定負債合計	327,307	218,639
負債合計	1,583,091	1,317,535
純資産の部		
株主資本		
資本金	288,280	556,103
資本剰余金		
資本準備金	314,595	582,418
資本剰余金合計	314,595	582,418
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	212,220	337,524
利益剰余金合計	212,220	337,524
自己株式	116	159
株主資本合計	814,979	1,475,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	2,349
評価・換算差額等合計	-	2,349
新株予約権	268	228
純資産合計	815,248	1,478,464
負債純資産合計	2,398,339	2,796,000

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
売上高		
商品売上高	1,481,033	2,117,378
役務提供収入	1,083,036	1,134,185
売上高合計	2,564,070	3,251,564
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	17,710	25,148
当期商品仕入高	878,649	1,171,163
合計	896,359	1,196,312
商品期末たな卸高	25,148	1 51,836
商品売上原価	871,211	1,144,475
役務提供原価	668,655	863,413
他勘定振替高	754	-
売上原価合計	1,539,112	2,007,888
売上総利益	1,024,958	1,243,675
販売費及び一般管理費	2 637,542	2 949,769
営業利益	387,415	293,905
営業外収益		
受取利息	1,009	825
受取家賃	4,000	3,666
受取手数料	5,873	14,768
解約料収入	12,200	6,500
買取店舗売却益	45,706	19,947
その他	7,286	5,565
営業外収益合計	76,075	51,273
営業外費用		
支払利息	3,261	2,597
支払手数料	-	28,691
賃貸費用	2,187	1,930
投資事業組合運用損	3,154	448
貸倒引当金繰入額	-	4,572
その他	1,573	5,550
営業外費用合計	10,177	43,790
経常利益	453,313	301,387
特別損失		
投資有価証券評価損	-	51,999
特別損失合計	-	51,999
税引前当期純利益	453,313	249,387
法人税、住民税及び事業税	196,622	103,551
法人税等調整額	12,044	2,866
法人税等合計	184,578	100,684
当期純利益	268,734	148,703

【役務提供原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	321,487	48.2	423,224	49.07
経費		345,201	51.8	439,287	50.93
当期総役務提供費用		666,689	100.0	862,512	100.0
仕掛品期首たな卸高		6,512		4,272	
合計		673,201		866,785	
仕掛品期末たな卸高		4,272		3,371	
他勘定振替高	2	273		-	
当期役務提供原価		668,655		863,413	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	34,874	32,824
減価償却費	33,364	50,985
地代家賃	45,237	57,602
発送配達費	31,071	37,143
旅費交通費	68,499	104,135

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
その他	273	-

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	288,280	314,595	314,595	56,514	56,514	-	546,361
当期変動額							
新株の発行							-
新株の発行 (新株予約権の行使)							-
剰余金の配当							-
当期純利益				268,734	268,734		268,734
自己株式の取得						116	116
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	268,734	268,734	116	268,618
当期末残高	288,280	314,595	314,595	212,220	212,220	116	814,979

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	-	546,361
当期変動額				
新株の発行				-
新株の発行 (新株予約権の行使)				-
剰余金の配当				-
当期純利益				268,734
自己株式の取得				116
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	268	268
当期変動額合計	-	-	268	268,887
当期末残高	-	-	268	815,248



当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	288,280	314,595	314,595	212,220	212,220	116	814,979
当期変動額							
新株の発行	248,402	248,402	248,402				496,804
新株の発行 (新株予約権の行使)	19,421	19,421	19,421				38,842
剰余金の配当				23,399	23,399		23,399
当期純利益				148,703	148,703		148,703
自己株式の取得						43	43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	267,823	267,823	267,823	125,303	125,303	43	660,907
当期末残高	556,103	582,418	582,418	337,524	337,524	159	1,475,886

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	268	815,248
当期変動額				
新株の発行				496,804
新株の発行 (新株予約権の行使)				38,842
剰余金の配当				23,399
当期純利益				148,703
自己株式の取得				43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,349	2,349	40	2,309
当期変動額合計	2,349	2,349	40	663,216
当期末残高	2,349	2,349	228	1,478,464

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	453,313	249,387
減価償却費	46,274	70,316
投資有価証券評価損益(は益)	-	51,999
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,674	9,591
賞与引当金の増減額(は減少)	630	450
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,931	6,699
ポイント引当金の増減額(は減少)	3,317	4,247
支払利息	3,261	2,597
支払手数料	-	28,691
投資事業組合運用損益(は益)	3,154	448
解約料収入	12,200	6,500
買取店舗売却益	45,706	19,947
利息の受取額	1,009	825
売上債権の増減額(は増加)	225,272	54,911
営業貸付金の増減額(は増加)	191,409	249,295
たな卸資産の増減額(は増加)	6,522	23,994
仕入債務の増減額(は減少)	128,162	20,692
前受金の増減額(は減少)	43,165	19,855
収納代行預り金の増減額(は減少)	8,254	34,841
その他	5,565	6,388
小計	185,594	39,666
利息の受取額	1,008	824
利息の支払額	3,096	2,575
法人税等の還付額	-	5,528
法人税等の支払額	25,328	221,612
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>158,177</b>	<b>178,169</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	119,897	81,298
買取店舗の売却による収入	16,000	95,164
無形固定資産の取得による支出	55,604	93,285
投資有価証券の取得による支出	77,000	253,000
貸付けによる支出	-	30,000
貸付金の回収による収入	25,329	37,725
敷金及び保証金の回収による収入	6,442	2,680
敷金及び保証金の差入による支出	20,053	13,653
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>224,783</b>	<b>335,666</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	70,000	-
長期借入れによる収入	570,000	-
長期借入金の返済による支出	352,830	145,000
リース債務の返済による支出	4,237	3,958
株式の発行による収入	-	496,804
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	38,802
新株予約権の発行による収入	268	-
自己株式の取得による支出	116	43
配当金の支払額	-	23,272
手数料の支払による支出	-	28,691
財務活動によるキャッシュ・フロー	143,085	334,641
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	76,479	179,194
現金及び現金同等物の期首残高	1,201,403	1,277,882
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,277,882	1 1,098,687

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～17年
機械及び装置	4～6年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) または (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「立替金の増減額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「立替金の増減額」 1,927千円、「その他」 3,637千円は、「その他」 5,565千円として組み替えられております。

(貸借対照表関係)

1 収納代行預り金

前事業年度(平成27年12月31日)

収納代行預り金は療養費請求代行サービスに係る預り金であり、それに見合う金額が現金及び預金に含まれております。

当事業年度(平成28年12月31日)

収納代行預り金は療養費請求代行サービスに係る預り金であり、それに見合う金額が現金及び預金に含まれております。

(損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
- 千円	6,220千円

2 販売費及び一般管理費に含まれる主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	101,930千円	115,030千円
給与及び手当	161,374千円	232,037千円
広告宣伝費	64,268千円	143,605千円
減価償却費	12,163千円	18,720千円
貸倒引当金繰入額	3,643千円	5,146千円
賞与引当金繰入額	955千円	986千円
退職給付費用	2,751千円	2,590千円
ポイント引当金繰入額	9,905千円	12,137千円

おおよその割合

販売費	12.9%	18.0%
一般管理費	87.1%	82.0%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,600,000	5,200,000	-	7,800,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 5,200,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	231	-	231

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 231株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権(注1)	普通株式	-	-	-	-	-
提出会社	平成27年有償ストック・オプションとしての新株予約権(注2,3)	普通株式	-	252,000	-	252,000	268
合計			-	252,000	-	252,000	268

(注) 1 平成26年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2 平成27年有償ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 平成27年有償ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,399	3.00	平成27年12月31日	平成28年3月28日

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,800,000	905,600	-	8,705,600

(変動事由の概要)

公募増資による増加	390,000株
第三者割当増資による増加	36,500株
新株予約権の行使による増加	479,100株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	231	35	-	266

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	35株
-----------------	-----

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
提出会社	平成27年有償ストック・オプションとしての新株予約権(注)	普通株式	252,000	-	37,500	214,500	228
合計			252,000	-	37,500	214,500	228

(注) 平成27年有償ストック・オプションとしての新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	23,399	3.00	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,116	3.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日



(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	1,277,882千円	1,098,687千円
預入期間3か月超の定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	1,277,882千円	1,098,687千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成27年12月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産.....主にアトラ請求サービスにおいて使用している設備(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

当事業年度(平成28年12月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産.....主にアトラ請求サービスにおいて使用している設備(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金及び長期未収入金は、取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社の与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。長期貸付金及び長期未収入金は、必要に応じて管理部にてモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照下さい。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,277,882	1,277,882	-
(2) 売掛金	344,943		
貸倒引当金( 1)	139		
	344,803	344,803	-
(3) 営業貸付金	191,409		
貸倒引当金( 1)	77		
	191,332	191,332	-
(4) 長期貸付金( 2)	52,683		
貸倒引当金( 1)	25,585		
	27,097	25,999	1,097
(5) 長期未収入金	5,206		
貸倒引当金( 1)	5,206		
	-	-	-
資産計	1,841,115	1,840,018	1,097
(1) 買掛金	165,531	165,531	-
(2) 未払金	71,609	71,609	-
(3) 収納代行預り金	557,972	557,972	-
(4) 長期借入金( 3)	387,783	387,783	-
負債計	1,182,896	1,182,896	-

( 1 ) 売掛金、営業貸付金、長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 流動資産の1年内回収予定の長期貸付金を合算して表示しております。

( 3 ) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 長期未収入金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	21,845
非上場株式	52,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,277,882	-	-	-
売掛金	344,943	-	-	-
営業貸付金	191,409	-	-	-
長期貸付金	7,983	19,114	-	25,585
長期未収入金	-	-	-	5,206
合計	1,822,218	19,114	-	30,792

(注) 4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	104,160	93,612	77,496	65,848	46,667	-
合計	104,160	93,612	77,496	65,848	46,667	-

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金及び長期未収入金は、取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社の与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。長期貸付金及び長期未収入金は、必要に応じて管理部にてモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照下さい。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,098,687	1,098,687	-
(2) 売掛金	399,854		
貸倒引当金( 1)	4,909		
	394,944	394,944	-
(3) 営業貸付金	440,705		
貸倒引当金( 1)	211		
	440,493	440,493	-
(4) 長期貸付金( 2)	40,385		
貸倒引当金( 1)	25,585		
	14,799	14,462	337
(5) 長期未収入金	5,206		
貸倒引当金( 1)	5,206		
	-	-	-
資産計	1,948,925	1,948,588	337
(1) 買掛金	144,839	144,839	-
(2) 未払金	112,737	112,737	-
(3) 収納代行預り金	523,130	523,130	-
(4) 長期借入金( 3)	242,783	242,783	-
負債計	1,023,490	1,023,490	-

( 1 ) 売掛金、営業貸付金、長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 流動資産の1年内回収予定の長期貸付金を合算して表示しております。

( 3 ) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 長期未収入金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	73,745
非上場株式	203,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について51,999千円の減損処理を行っております。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,098,687	-	-	-
売掛金	399,854	-	-	-
営業貸付金	440,705	-	-	-
長期貸付金	7,053	7,746	-	25,585
長期未収入金	-	-	-	5,206
合計	1,946,300	7,746	-	30,792

(注) 4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	76,116	60,000	60,000	46,667	-	-
合計	76,116	60,000	60,000	46,667	-	-

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	6,332	10,264
退職給付費用	3,931	6,699
退職給付の支払額	-	-
退職給付引当金の期末残高	10,264	16,963

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	10,264	16,963
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,264	16,963
退職給付引当金	10,264	16,963
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,264	16,963

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度3,931千円

当事業年度6,699千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成26年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社従業員68名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 600,000株
付与日	平成26年8月18日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社の取締役・監査役または従業員であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、上場後に、任期満了による退任または定年退職した場合及び特に取締役会が認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	勤務期間に制限はありません。
権利行使期間	自平成28年8月19日 至平成36年8月12日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動

ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年 8月12日
権利確定前(株)	
前事業年度末	600,000
付与	-
失効	600
権利確定	-
未確定残	599,400
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

決議年月日	平成26年 8月12日
権利行使価格(円)	28
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、純資産法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法等を勘案して算定した株式の評価額から新株予約権行使時の払込金額を控除して算定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

5 ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円  
(2) 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円



当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成26年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社従業員68名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 600,000株
付与日	平成26年8月18日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社の取締役・監査役または従業員であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、上場後に、任期満了による退任または定年退職した場合及び特に取締役会が認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	勤務期間に制限はありません。
権利行使期間	自平成28年8月19日 至平成36年8月12日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動

ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年 8 月12日
権利確定前(株)	
前事業年度末	599,400
付与	-
失効	-
権利確定	599,400
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	599,400
権利行使	441,600
失効	-
未行使残	157,800

単価情報

決議年月日	平成26年 8 月12日
権利行使価格(円)	28
行使時平均株価(円)	955
付与日における公正な評価単価(円)	-

3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4 ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額        | 109,986千円 |
| (2) 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 | 409,363千円 |

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>(1) 流動の部</b>		
繰延税金資産		
賞与引当金	947	1,022
貸倒引当金	80	1,611
ポイント引当金	3,080	4,183
未払事業税	12,271	5,669
棚卸資産評価損	97	1,990
外注費	7,084	6,732
前受金	15,942	19,262
その他	970	1,075
繰延税金資産小計	40,473	41,546
評価性引当額	11,270	11,278
繰延税金資産合計	29,203	30,267
繰延税金負債		
棚卸資産否認額	1,409	422
繰延税金負債合計	1,409	422
繰延税金資産の純額	27,793	29,845
<b>(2) 固定の部</b>		
繰延税金資産		
貸倒引当金	9,915	10,821
退職給付引当金	3,305	5,190
一括償却資産	1,668	3,348
減損損失	1,772	1,684
資産除去債務	7,746	9,357
投資有価証券評価損	-	15,911
その他	177	163
繰延税金資産小計	24,584	46,477
評価性引当額	23,462	43,129
繰延税金資産合計	1,121	3,348
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,517	3,929
繰延税金負債合計	2,517	3,929
繰延税金負債の純額	1,396	581

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位:%)	
	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.5%
留保金課税	5.2%	-
税額控除額	2.7%	3.0%
還付法人税等	-	2.2%
住民税均等割額等	0.4%	2.4%
評価性引当金の増減額	0.8%	9.3%
税率差異による 期末繰延税金資産の減額修正	0.4%	0.8%
その他	0.6%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.7%	40.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の32.2%から、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が2,086千円減少し、当事業年度に計上されている法人税等調整額が2,086千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は0.000～1.447%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	21,204千円	24,057千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,234千円	8,213千円
時の経過による調整額	187千円	179千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
原状回復義務の免除による減少額	5,569千円	1,869千円
期末残高	24,057千円	30,580千円

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府において、賃貸用オフィスビル(土地を含む。)及び遊休の土地を有しております。平成27年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,259千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。平成28年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,272千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価は以下のとおりであります。

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	44,675	2,344	42,330	33,720

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2 期末時価は、「固定資産税評価額等」に基づいて自社で算定した金額であります。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	42,330	2,195	40,134	33,691

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2 期末時価は、「固定資産税評価額等」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)  
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)  
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)  
当社は重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)  
当社は重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)  
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)  
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	久世 博之			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接5.3	債務被保証	当社リース債務 に対する債務 被保証	12,260		

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の一部のリース契約に対し、代表取締役社長久世博之より債務保証を受けております。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払い及び担保提供を行っておりません。

当事業年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	片田 徹			当社取締役	(被所有) 直接2.9		ストック・ オプション の権利行使	22,830		

(注) スtock・オプションの権利行使は、平成26年 8月12日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき付与された第1回ストック・オプション及び平成27年 6月11日開催の取締役会決議に基づき付与された第2回有償ストック・オプションのうち、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	104.49円	169.81円
1株当たり当期純利益金額	34.45円	18.41円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	31.90円	17.09円

- (注) 1 当社は、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	268,734	148,703
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	268,734	148,703
普通株式の期中平均株式数(株)	7,799,831	8,079,246
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	625,238	622,538
(うち新株予約権)(株)	(625,238)	(622,538)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	815,248	1,478,464
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	268	228
(うち新株予約権)(千円)	(268)	(228)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	814,979	1,478,235
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	7,799,769	8,705,334



(重要な後発事象)

(募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、平成29年2月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権(有償ストック・オプション)を発行することを決議しました。その概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) ストックオプション制度の概要」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	246,429	45,618	28,482	263,565	125,979	19,563	137,585
機械及び装置	8,926	-	-	8,926	8,877	35	49
車両運搬具	5,963	262	1,264	4,961	4,917	218	43
工具、器具及び備品	55,450	42,710	11,567	86,593	41,880	19,032	44,713
土地	32,898	-	-	32,898	-	-	32,898
リース資産	12,214	-	-	12,214	6,717	2,442	5,496
建設仮勘定	-	12,042	12,042	-	-	-	-
有形固定資産計	361,882	100,633	53,355	409,160	188,373	41,292	220,786
無形固定資産							
特許実施権	4,000	-	-	4,000	1,145	500	2,854
ソフトウェア	72,987	77,387	3,000	147,374	51,717	20,158	95,656
リース資産	34,020	-	-	34,020	32,395	1,300	1,625
ソフトウェア仮勘定	38,016	89,073	63,862	63,226	-	-	63,226
無形固定資産計	149,023	166,460	66,862	248,621	85,258	21,958	163,362
長期前払費用	31,287	1,797	2,589	30,495	10,550	7,065	19,944

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	買取店舗内装設備	21,768 千円
工具、器具及び備品	支給申請書仕分器具	16,233 千円
ソフトウェア	A-COMS追加開発	24,000 千円
ソフトウェア	ハニースタイルアプリ	26,600 千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	買取店舗内装設備	10,499 千円
----	----------	-----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	104,160	76,116	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	3,958	4,119	4.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	283,623	166,667	0.4	平成32年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	7,966	3,847	4.3	平成30年3月～ 平成31年3月
合計	399,708	250,749	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	46,667	-
リース債務	3,138	708	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	31,036	9,835	127	116	40,627
賞与引当金	2,870	3,320	2,870	-	3,320
ポイント引当金	9,334	12,137	7,890	-	13,581

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	22,537	8,379	1,869	29,047
石綿障害予防規則に基づくアスベストの除去義務	1,519	13	-	1,532

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	653
預金	
普通預金	1,098,034
計	1,098,034
合計	1,098,687

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
SMBCファイナンスサービス株式会社	39,652
SMFLキャピタル株式会社	36,955
日立キャピタルNBL株式会社	36,893
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	25,007
株式会社TAKEDA GROUP	24,972
その他	236,372
合計	399,854

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
344,943	2,923,739	2,868,828	399,854	87.8%	46.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

営業貸付金

区分	金額(千円)
株式会社ATTECC	84,272
株式会社SENJU	50,412
株式会社ONE FOR ALL	43,385
株式会社Axis	36,794
株式会社アークトラスト	12,012
その他	213,827
合計	440,705

商品

区分	金額(千円)
複合高周波EMSエクスケアPRO	17,600
スパビ	10,502
スパビ・ウォーターシステム	3,095
PAO	2,867
ゼニス・トムソンテーブル	2,328
その他	15,443
合計	51,836

仕掛品

品名	金額(千円)
未稼働ほねつぎ店舗に係る代理店報酬	3,055
未稼働ほねつぎ店舗スタッフ研修に係る前払人件費	315
合計	3,371

投資有価証券

区分及び銘柄	金額(千円)
株式	
株式会社ミツフジ	200,000
株式会社PAY ROUTEインターナショナル	3,000
その他	0
小計	203,000
その他	
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	73,745
小計	73,745
合計	276,745

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社リッコー	29,919
株式会社ウイン	29,411
伊藤超短波株式会社	19,002
エクスケア・ジャパン株式会社	7,458
ダイヤ工業株式会社	7,132
その他	51,914
合計	144,839

収納代行預り金

相手先	金額(千円)
請求代行業務預り金	523,130
合計	523,130

長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	166,121
株式会社関西アーバン銀行	76,662
合計	242,783

(注) 上記金額には、流動負債の1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	673,791	1,502,146	2,282,364	3,251,564
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	86,713	117,292	158,134	249,387
四半期(当期)純利益金額 (千円)	56,121	71,235	97,440	148,703
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.20	9.11	12.25	18.41

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.20	1.93	3.19	6.06

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告掲載URL <a href="http://www.artra-group.co.jp">http://www.artra-group.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資による普通株式発行 平成28年6月3日近畿財務局長に提出。

第三者割当増資による普通株式発行 平成28年6月3日近畿財務局長に提出。

#### (2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1) に係る訂正届出書 平成28年6月13日近畿財務局長に提出。

上記(1) に係る訂正届出書 平成28年6月13日近畿財務局長に提出。

#### (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第11期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)平成28年3月28日近畿財務局長に提出。

#### (4) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月28日近畿財務局長に提出。

#### (5) 四半期報告書及び確認書

第12期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)平成28年5月13日近畿財務局長に提出。

第12期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月12日近畿財務局長に提出。

第12期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日近畿財務局長に提出。

#### (6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 平成28年3月30日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書 平成29年2月23日近畿財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月22日

アトラ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアトラ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラ株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アトラ株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、アトラ株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。